

16番		浅井 寿美 議員	
項目	1. 新型コロナウイルス感染症から市民の命を守る市長の決意を伺う	項目	2. もっともっと検査を。感染が減少している今こそ無症状者の発見、隔離が重要
<p>① 昨年末からの第三波で過去最大となった新型コロナウイルス感染拡大は、感染が減少傾向というものの、国内で変異株の市中感染がみられるなど、いまだ予断を許さない状況です。</p> <p>緊急事態宣言下の時短要請や、外出自粛による顧客の減少などで減収し、事業の存廃にかかわる事態を迎えている事業者もあります。その中で非正規労働者への影響が特に大きく、女性の自殺者が全国で8割増加している状況は新型コロナウイルスの影響を象徴しています。</p> <p>市長は予算大綱説明の中で、「引き続き、新型コロナウイルス感染症の迅速かつ適切な対策に万全を期して」いく旨を述べられました。災害級の被害が市民や事業者を襲うコロナ禍のもとで、市民や事業者が誰一人命を落とすことなく、また生活困窮におちいることのないよう対策を打ち続ける決意で臨まれるのか伺います。</p>		<p>① 社会的検査の必要性について市長の考えを伺う。</p> <p>社会的検査とは、無症状の感染者を見つけ、クラスターを未然に防ぐ戦略的PCR検査です。新型コロナウイルス感染症は、無症状や発症前の感染者が感染を広げてしまうという特徴があります。昨年6月、一時的に感染が下火になったころ、実は無症状の人たちによって感染が維持されていたことが、国立感染症研究所の調査で示唆されています。第二波の後も同様に無症状感染者が感染源として温存されていたと考えられますが、当時は無症状者を積極的に検査する体制ができていませんでした。</p> <p>GOTOキャンペーンなどの政策の影響もあり、昨年末から1月にかけてかつてない感染が広がる中で、多くの専門家が検査を増やすべきと声を上げました。ノーベル医学・生理学賞を受賞した大隅良典、大村智、本庶佑、山中伸弥の4氏が感染拡大を憂慮し、PCR検査の大幅な拡大と無症状感染者の隔離強化を訴える声明を出しました。経済財政諮問会議の民間議員であるサントリーホールディングス社長の新浪剛史氏も、これまでの対策を見直し、無症状者が感染を広げている科学的知見を直視し、PCR検査の拡大で感染源を早期に発見・隔離すべきと、諮問会議の中で発言をしました。</p> <p>感染拡大を抑制する手段としてのPCR検査等の社会的検査を市長は必要とお考えか伺います。</p>	

16番		浅井 寿美 議員	
項目		項目	
②高齢者の命を守るため、施設等での社会的検査拡大について、市長の考えを伺う。	<p>1月に愛知県内で感染が確認された高齢者施設は157カ所にのぼり、過去最多になりました。全国的にも、全クラスターの6割が高齢者施設で発生していたことが分かっています。同時に命を落とす高齢者が過去最多となりました。国立感染症研究所の現役の所長である脇田隆宇氏は、「医療機関や高齢者施設でのPCR検査は、病院や施設に入っている重症化しやすい人たちを守るためにとても大切、基礎疾患がある人の中に感染が広がってしまうと重症化する、それを防ぐために、医療機関と高齢者施設の患者・入所者と従事者に週に1～2回の頻度で定期的に検査することが有効」と発信しています。また、政府の新型コロナ対策本部分科会の尾身会長はテレビ番組で、「感染リスクの高い場所や集団において、無症状者に焦点を当てた積極的な検査を、しかも頻回にやることが重要」と指摘しました。</p> <p>世田谷区では204の介護施設で、3600件の社会的検査を行い、53名の無症状陽性者を発見しました。世田谷区長は「もし検査に取り組まなければ、無症状の感染者から感染がまん延し、手に負えない状況になっていたかもしれない」と述べています。</p> <p>高齢者等の命を守るため、施設の入所者及び従事者に対する頻回な定期的検査を市長は必要とお考えか見解を伺います。</p>	③愛知県が3月中に行うとしている集中的検査について伺う。	<p>2月4日、厚労省はすべての都道府県と保健所設置市・特別区の高齢者施設等での検査の徹底について事務連絡を発出し、さらに緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県等では高齢者施設の従事者等に対する3月中の集中的検査実施計画の策定と提出を求めました。愛知県も厚労省の事務連絡に基づき、3月中に検査を実施していくことを決定しました。東海市は県の計画策定に先立って、市内介護施設のうち入所施設(25カ所)に勤務する職員約700人を対象にしたPCR検査を2月、3月に1度ずつ、国の臨時交付金を活用して実施します。市長は今回愛知県が集中的検査を行うことをどのように評価されるか伺います。</p> <p>④訪問介護・看護やデイサービス、居宅介護支援事業所などの従事者への社会的検査を求める。</p> <p>愛知県が予定している集中的検査は、対象が高齢者等の入所施設の従事者に限定され、訪問系、通所系、その他事業所専従の職員は対象外となっています。毎日、高齢者を訪問し、またデイサービスで多くの高齢者と接触し、密着した看護や介護をおこなうヘルパーや看護師は自分自身が感染源となることへの不安を常に抱え、休憩時間は一人で過ごし、家族との外出も全くしないなど、日常的に行動を制限せざるを得ない毎日を送っています。市独自に検査を拡充し、訪問系、通所系、その他事業所等の職員に対し、検査を拡大するべきではないか、見解を伺います。</p>

16番		浅井 寿美 議員	
項目		項目	3. 新型コロナウイルスから市民の暮らしを守る国保政策を
⑤社会機能を維持するために事業を止められない施設の職員に定期的な検査を。 ワクチン接種が始まりました。しかし、集団免疫を獲得するためには、国民の6割が接種する必要があると、約2年かかるとも言われています。一方で、全国的に感染が減少傾向にあるものの、国内で変異株による感染が増え、さらに児童施設のクラスターが増えています。政府分科会の尾身会長は「ぜひ特に、緊急事態宣言を解除した都道府県を中心に、(無症状者への)積極的検査をやっていただく」ことを求めています。 茨城県笠間市は入所施設以外のデイサービスや訪問の事業所、保育所・幼稚園・児童館・児童クラブの従事者、市内小中学校の教職員の総勢2784人の検査を実施します。高齢者施設以外での社会的検査は他自治体でも広がっており、本市も市独自の検査戦略をもって、学校、保育所、児童クラブ、学習支援、障害者施設などの従事者にも検査を拡大すべきと考えますが、見解を伺います。		①国民健康保険のコロナ減免の周知を再徹底し、3月末の期限を延長するよう求める。 新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者の収入が前年より減少する見込みがあり、その減少割合が前年と比べ3割以上の世帯は国民健康保険料のコロナ減免の対象です。減免分は全額国が支援します。本市の1月末の実績は189世帯となっており、コロナ要因以外の減免実績96世帯のほぼ2倍です。20代～50代の被保険者約7800人の中には、非正規労働や事業主が多く、コロナで減収した対象者がまだ多く存在すると考えます。更なる周知徹底を行うと同時に3月末の期限の延長を国に求めるべきと考えますが見解を伺います。	
⑥行政検査の対象にならなかった高齢者等の検査を市独自で実施すべき。 昨年9月に通知された「一定の高齢者等への検査助成事業」について、本市は実施を見送りましたが、令和3年度も国の助成事業が実施されることになりました。身近で感染が発生しても、濃厚接触者とならず検査を受けられない高齢者、及び基礎疾患のある人の命を守る重要な施策であり実施すべきと考えますが見解を伺います。		②新型コロナウイルスに関する傷病手当金を事業主まで拡大し、周知徹底を図り、3月末の期限の延長を国に求めるべき。 昨年3月、国保の被用者で新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者になり仕事に行けなかったなど一定の条件を満たしている場合、自治体の傷病手当金制度に国が全額財政支援する措置が創設されましたが、本市の1月末実績は2件です。事業主やフリーランスは対象外となっており、実質仕事ができなくても補償はなく収入減に直結しています。東海市など事業主まで拡大する自治体は広がっており、喜ばれています。市独自に対象を事業主やフリーランスまで広げ、さらに周知徹底を行い、3月末の期限の延長を国に求めるべきと考えますが、見解を伺います。	

16番		浅井 寿美 議員	
項目		項目	4. 新型コロナウイルスから子どもたちを守り、一人ひとりの個性を伸ばす教育のために少人数学級の拡充を
<p>③コロナ禍の下、高すぎる国民健康保険料を引き下げ、2022年度からの子どもの均等割軽減対象を独自に拡大するよう求める。</p> <p>そもそも他の健康保険より世帯ごとの保険料が高いのが国民健康保険の特徴です。一方でコロナの影響が強く出ている非正規労働者・フリーランス・自営業者は国保加入者の半数を占めます。愛知県は、一人当たり保険給付費は上昇しているものの、コロナ禍のもと、保険料の値上げを抑えたいという市町村の意向も踏まえ、決算剰余金を昨年より2倍活用するなどして、納付金額を県全体で1966億円から1927億円に39億円あまり減らしました。来年度の県に対する納付金が今年より低くなることを活用し、来年度の本市の国民健康保険料を引き下げるべきではないでしょうか。一方で少子化対策に逆行する子どもの均等割が、2022年度よりいよいよ軽減されます。しかし対象が未就学児となっており、まだまだ不十分です。子育てしやすい瀬戸市へのステップの一つとして、対象年齢を独自に引き上げるべきと考えますが、見解を伺います。また、国保料の引き下げと子どもの均等割対象の拡大のため、国庫負担の抜本的増額を求めるべきと考えますが、見解を伺います。</p>		<p>① 市長はコロナ禍の下での国の少人数学級への転換をどう評価するか伺います。</p> <p>現在瀬戸市では、国が実施する小学校1年生の35人学級に加え、愛知県独自の小学校2年生及び中学校1年生の35人学級が実施されています。昨年12月、日本の少人数学級をめぐる大きな転換が起こり、2021年度から全国の公立小学校で段階的に全学年35人学級に移行することが予算化され、これに合わせて愛知県は新たに小学校3年生を35人学級にすると発表しました。</p> <p>2011年民主党政権下で実現した小学校1年生の35人学級以来、少人数学級は、文科省は要求し続けるものの財務省の強い拒否にあり続け硬直化していました。しかし、コロナ禍で分散登校を経験した子どもたち、教職員、保護者は、一人ひとりに向き合うことができ、感染防止対策としても有効な少人数学級のすばらしさを再認識し、実施を求めました。その願いを受け、多くの市民団体、全国知事会、市長会、町村長会、教育委員会連合会、日本PTA全国協議会、日本教職員組合、全日本教職員組合、そして600を超える地方議会の意見書等が財務省を動かし、全学年35人学級への扉をこじ開けました。本市においてもかつて、市民による少人数学級を求める請願運動があり、日本共産党市議団も賛同し、ともに訴えましたが、当時は市当局も市議会も否定的見解を示しました。市長は、この度の国の大きな方向転換をどのようにとらえているか見解を伺います。</p>	

16番		浅井 寿美 議員	
項目		項目	5. 多様化するニーズへの的確に対応するためにジェンダー平等をどのように進めるか
②市は、国、県実施の小学校3年生までの35人学級を超えた独自の実施計画をつくるべきと考えます。 今回の35人学級は大きな前進ではありますが、これは本格的な少人数学級に向けての出発点と考えます。前述した多くの団体が求めてきたのは、諸外国同様の30人以下20人程度の学級編成であり、文科省も小中学校の30人学級を要求しています。この間、県内でも多くの自治体が独自の施策で少人数学級を実施してきました。安城市は小1、小2を30人程度以下学級に、知立市は小3から小6までを独自に35人学級としています。みよし市は昨年の学校再開後、一クラス28人程度の少人数学級へ教員確保の予算を組みました。 本市も、実施学年を拡大する、あるいは30人以下学級を実施するなど独自の計画を策定し、子育てしやすい瀬戸市を具体化すべきと考えますが、見解を伺います。		①日本のジェンダー平等の現状についてどのように認識をしているか伺います。 市長は大綱の中で、多様化するニーズに的確に対応し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進める旨を述べられました。コロナ禍を経験した私たちは、まさに多様化する社会の中でこそ、個人の尊厳が大事にされるジェンダー平等を推進することが重要と考えます。いま国際社会は、意思決定の場に女性の参加を増やす努力を積極的に行っています。日本は政治・経済の分野で指導的地位に女性が占める割合が極端に低く、ジェンダーギャップ指数で153か国中121位と世界の中でも圧倒的な後進国です。その遅れを取り戻そうと様々な努力がされる中、同時に逆流も起こっています。政府は昨年12月、2021年度からの5年間で推進する第5次男女共同参画基本計画の中で、第4次計画には盛り込まれていた「選択的夫婦別姓」については導入の先送りを決めました。早稲田大学教授らが11月に発表した世論調査では、選択的夫婦別姓に賛成が7割に上っており、世論との乖離（かいり）が浮き彫りとなっています。またオリンピック・パラリンピック組織委員会での女性蔑視発言などから、さらに日本のジェンダー意識の周回遅れぶりが露呈することとなり、社会全体の意識改革が必要との認識が広がっています。 市長はジェンダー平等についてどのようにお考えか、また、昨今のジェンダーをめぐる状況をどのように認識し、どのように取り組もうとお考えか伺います。	

16番		浅井 寿美 議員	
項目		項目	6. 新しい平和の枠組みである「核兵器禁止条約」に賛成する非核自治体宣言を
②瀬戸市において積極的なジェンダー平等の目標を設定し、実践的取り組みを行うべき。	① 市長は大綱の中で市政運営に対し「温故創新」との考え方を示されました。市の平和行政にこそ生かしていただきたいと考えます。		
2021年度は本市の「第3次瀬戸市男女共同参画プラン」の最終年度に当たります。この間本市は市内企業に対し「ライフ・ワーク・バランス推進宣言」を募集するなど、職場のジェンダー平等啓発や、市役所の管理職に占める女性の割合を引き上げる取り組みなどを行ってきました。現在の目標達成状況を踏まえ、次期計画目標をどのように定めるのか考え方を伺います。	核兵器禁止条約は2017年7月に国連会議で、122か国の賛成で採択されました。発効に必要な50か国の批准を昨年10月に達成し、今年1月22日ついに発効しました。これによって史上初めて、国際法が「核兵器は違法だ」と規定したことになります。日本は唯一の戦争被爆国であり、その被害を世界で最も理解している国として、世界に発信する特別の責任があります。		
また、SOGI(性的指向、性自認)の認識が広がる中、同性のカップルを「婚姻に準ずる関係」と公認し、お互いをパートナーと定義する制度・パートナーシップ制度は、県内では西尾市、豊明市が制定し、名古屋市、刈谷市でも制定の動きがあります。同性婚の実現には民法の改正を待たなければなりません、その機運を高めるためには多くの自治体での先行した取り組みが有効です。本市においてもパートナーシップ制度を含めジェンダー平等の実践的取り組みを行うべきと考えますが見解を伺います。	ところが日本政府は核抑止力論の立場に立って、アメリカの傘の下で「橋渡しの役割を果たす」と表明しましたが、実際には核保有国への働きかけについて前進が見られない状況が続いています。		
	このような日本政府に対し、2月15日現在、全国で531の地方議会が署名・批准を求める意見書を採択しています。本市も2年前の平和都市宣言を一步進めて、核兵器禁止条約を支持する非核自治体宣言を実施する好機と考えますが見解を伺います。		